

目次

告 示

地縁による団体の認可

公示送達

公示送達

市議会定例会の招集

国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証の無効

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

公示送達

公 告

犬の抑留

地籍調査による地図等の閲覧

犬の抑留

道路位置の指定

教育委員会告示

教育委員会の招集

文化財の種別変更

選挙管理委員会告示

選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧場所

在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧場所

水道局告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市告示第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を認可し、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成20年2月18日

津市長 松田直久

1 名称

片田久保町自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 役員会、垣内寄合及び回覧板の回付等を通じ住民相互の意思の疎通を図る
- (2) 出会等による区域内の環境の美化及び整備
- (3) 町財産の維持管理
- (4) 4 文化的事業(山ノ神、秋葉大明神、弁天祭及び百万遍)の継承
- (5) 関連する自治体及び各種団体と連携を保ち、相互の活動や事業の発展を図る

3 区域

本会の区域は、別表に定める区域とする。

4 事務所

三重県津市片田久保町374番地

5 代表者の氏名及び住所

北山義信

三重県津市片田久保町374番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の理由

本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68

条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成20年2月18日

別表(区域)

番号	字名	地番等	備考
〔津市片田久保町〕			
1	下谷	1～105 番地	
2	廣	106～166 番地	
3	宮ノ腰	167～306 番地	但し、277-1～283 番地を除く
4	向ヒ	307～395 番地	
5	上出	399～473 番地	
6	上殿	474～586 番地	
7	棕谷	587～669 番地	
8	清水	670～675 番地	
9	山上	678～729 番地	
10	膝福	730～765 番地	
11	釜糠	766～807 番地	
12	真船口	809～830 番地	
13	真船	831～877 番地	
14	一ト間	878～963 番地	
15	廣田	964～1050 番地	但し、1002 番地を除く
16	長谷場	1051～1112 番地	
17	南山	1113～1156 番地	
18	淵ヶ谷	1157～1178 番地	
19	淵ヶ奥	1179～1229 番地	
20	境大谷	1231～1258 番地	
21	梅谷	1259～1287 番地	
22	境ノ谷	1288～1325 番地	
23	梶洞	1226～1356 番地	
24	長狭間	1357～1389 番地	
25	文開	1390～1427 番地	
26	狐河	1428～1500 番地	
27	崩	1501～1561 番地	
28	庄ノ田	1562～1617 番地	

29	岩ヶ谷	1621～1684 番地	
30	平石	1685～1713 番地	
31	吹上	1714～1739 番地	
〔津市片田薬王寺町〕			
32	輪生	52-4	

津市告示第21号

下記の者に対する差押調書、配当計算書及び充当通知書は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成20年2月19日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第22号

下記の者に対する差押調書、配当計算書及び充当通知書は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成20年2月19日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第23号

平成20年第1回津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年2月22日

津市長 松田直久

1 招集の日

平成20年2月29日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市告示第24号

下記に係る国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証は無効であることを告示する。

平成20年2月22日

津市長 松田直久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
5140400	平成19年10月1日	平成20年1月21日
1310354	平成19年10月1日	平成20年1月31日
0506998	平成19年10月1日	平成20年2月4日
2173891	平成19年10月1日	平成20年2月5日
1106901	平成19年10月1日	平成20年2月7日
0416016	平成19年10月1日	平成20年2月12日
0101953	平成19年10月1日	平成20年2月13日
1211503	平成19年10月1日	平成20年2月14日

国民健康保険高齢受給者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
5140400	平成19年8月1日	平成20年1月21日

津市告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年津市告示第295号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成20年2月25日

津市長 松田直久

1 届出者

産品自治会

三重県津市産品1593番地

代表者 野田輝喜

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	野田晃久 三重県津市産品398番地
変更後	野田輝喜 三重県津市産品400番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成20年1月2日の定期総会において新任されたため。

津市告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成10年津市告示第54号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成20年2月25日

津市長 松田直久

1 届出者

小舟自治会

三重県津市小舟502番地

代表者 田中正利

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	森 恒 利 三重県津市小舟16番地
変更後	田 中 正 利 三重県津市小舟23番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成20年1月1日の定期総会において新任されたため。

津市告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成8年津市告示第104号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成20年2月25日

津市長 松田直久

1 届出者

南河路自治会

三重県津市南河路438番地

代表者 森谷頼常

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	紀平正樹 三重県津市南河路248番地4
変更後	森谷頼常 三重県津市南河路403番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成20年1月6日の定期総会において新任されたため。

津市告示第28号

下記の者に対する督促状は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成20年2月27日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市公告第25号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成20年2月18日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成20年2月14日
- 2 抑留期間 平成20年2月20日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 河芸町一色	雑種	白茶	メス	中	不明	赤い首輪

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 059-223-5192

津市公告第26号

津市美里町足坂域内及び三郷域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を実施し、地図及び簿冊を作成しましたので、同法第17条第1項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

平成20年2月26日

津市長 松田直久

1 地図及び簿冊の名称

美里町足坂2地区地籍図原図及び地籍簿案

美里町三郷（新開）地区地籍図原図及び地籍簿案

2 調査時点

地図は、平成19年2月測量、簿冊は、平成19年2月現在の状況によって調査して作成したものです。

3 閲覧期間

平成20年2月26日から平成20年3月17日までの21日間

期間中の土日祝日を除く午前9時から午後5時までの間とします。

ただし、平成20年3月9日の日曜日については午前9時から午後5時まで閲覧を行います。

4 閲覧場所

津市美里総合支所産業建設課

5 意義申立て

閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申立てをすることができます。

誤り等訂正申立ては、書面によることとなっているので、各自印章を持参してください。

誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

津市公告第27号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成20年2月26日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成20年2月25日
- 2 抑留期間 平成20年2月29日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 一身田平野	柴犬	茶	オス	中	91日 以上	赤い首輪
2	津市 片田志袋町	雑種	茶	メス	中	91日 以上	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第28号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置について指定したので、津市建築基準法施行取扱規則（平成18年津市規則第199号）第13条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年2月26日

津市長 松田直久

指定道路

- 1 幅員 5.0メートル
- 2 延長 21.0メートル
- 3 地名地番 津市大谷町96番25

津市教育委員会告示第2号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成20年2月20日

津市教育委員会

委員長 中西 智子

- 1 招集の日時 平成20年2月21日（木）午前9時30分から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
 - (1) 教育委員長職務代理者の指定について
 - (2) 平成19年度津市一般会計補正予算（第6号）＜教委所管分＞について
 - (3) 平成20年度津市一般会計予算＜教委所管分＞について
 - (4) 平成20年度教育方針について
 - (5) 教職員の人事について

津市教育員会告示第3号

津市指定文化財の種別を次のとおり変更する。

平成20年2月27日

津市教育委員会委員長 中西智子

No.	名 称	現種別	新種別
1	観心十界曼陀羅図	有形文化財 絵画	民俗文化財 有形民俗
2	仏足跡	有形文化財 彫刻	民俗文化財 有形民俗
3	石造六地藏	有形文化財 彫刻	民俗文化財 有形民俗
4	日神の今不動石仏	有形文化財 彫刻	民俗文化財 有形民俗
5	不動院の種子碑	有形文化財 彫刻	民俗文化財 有形民俗
6	国津神社の種子碑	有形文化財 彫刻	民俗文化財 有形民俗
7	一御田神社神宝類	有形文化財 彫刻・工芸品・書跡	有形文化財 歴史資料
8	仲山神社棟札	有形文化財 歴史資料	有形文化財 古文書
9	茶屋の道標	有形文化財 建造物	民俗文化財 有形民俗
10	種子碑	有形文化財 建造物	民俗文化財 有形民俗
11	六地藏石幢	有形文化財 建造物	民俗文化財 有形民俗
12	入徳門	記念物 史跡	有形文化財 建造物
13	江戸橋常夜燈	記念物 史跡	民俗文化財 有形民俗
14	芭蕉翁反古塚	記念物 名勝	記念物 史跡

津市選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので同法第23条第2項の規定により告示する。

平成20年2月22日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

- 1 縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧に供する期間 平成20年3月3日から同月7日まで
(毎日午前8時30分から午後5時まで)

津市選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので同法第30条の7第2項の規定により告示する。

平成20年2月22日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

- 1 縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧に供する期間 平成20年3月3日から同月7日まで
(毎日午前8時30分から午後5時まで)

津市水道局告示第3号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成20年2月29日

津市水道事業管理者 平井秀次

名称	所在地	指定年月日
光進興業有限公司	津市海岸町13番31号	平成20年2月22日